

# 県土の利用に関する計画について

【県土利用のあり方】

## 第4次千葉県国土利用計画 (平成20年7月策定済)

計画期間  
平成20年～平成29年(10年間)

(例)

- ・農用地 食料生産の基盤となる農地の保全
- ・森林 保全・整備・活用 里山づくり
- ・住宅地 既存の社会資本ストックの活用 質の高い住宅地
- ・自然 自然資源の活用 自然景観の保全 自然公園の整備

モニタリング制度・計画評価制度を導入して計画の進行管理・推進を図っていく

【土地利用の基本的な方向づけ】

## 土地利用基本計画 (法定計画)

新しい県国土利用計画を踏まえて、土地利用基本計画の見直しを行う。

### 計画の趣旨・性格

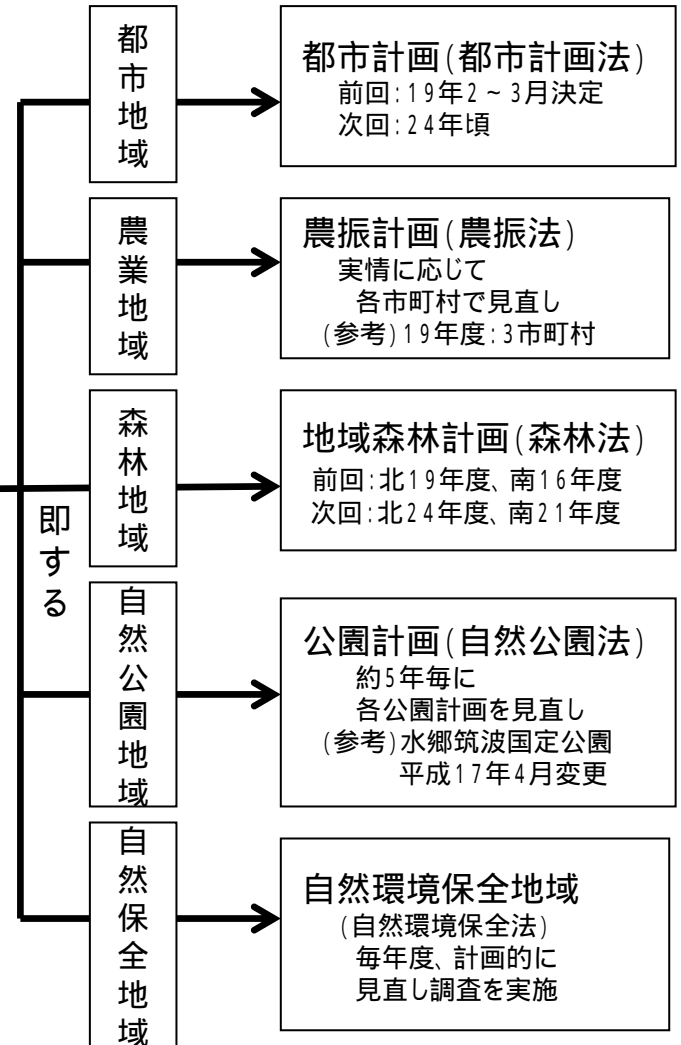
- ・各種土地利用行政のマスタープランとしての機能
- ・各種の計画や規制に係る総合的な調整機能

### 計画で定める内容

1. 各地域における土地利用の原則
  - ・都市地域 ・農業地域
  - ・森林地域 ・自然公園地域
  - ・自然保全地域
2. 重複する地域における土地利用の調整方針

(例)都市地域と農業地域と森林地域が重複する場合

【個別地域における土地利用規制】



基本とする

反映

協議・同意

国土交通大臣

- ・国土利用計画地方審議会の意見
- ・市町村の意見
- ・県民等の意見